

## 2023年3月税務ニュース

### 1. 請求書への商品名記載に関するビンズオン税務局からの指針

(ビンズオン税務局・2022年12月23日・オフィシャルレターNo. 20280/CTBDU-TTHT)

- 請求書へ記載する商品名・サービス名とその言語は、政令第123/2020/ND-CP第10条第6項a項、第12項a項の規定に準拠する。
- 英語で登録された商品の名前と商標を販売する場合は、請求書に記載するためにベトナム語への翻訳を行う必要はない。

### 2. 2022年6月8日付通達第31/2022/TT-BTC号に関する指針

(税関総局・2022年12月30日・オフィシャルレター第5772/TCHQ-GSQL号)

- 財務省は、ベトナムの輸出入品の命名法（2022年命名法）の公布に関する通達第31/2022/TT-BTC号（2022年6月8日付）、通達第72/2022/TT-BTC号（2022年11月30日付）を発行した。
- 通達第65/2017/TT-BTC号（2017年6月27日付）、通達第09/2019/TT-BTC号（2019年2月15日付）は、無効となる。

### 3. 誤りのある電子インボイスへの処理

(ビンズオン税務局・2023年2月9日・オフィシャルレター第1952/CTBDU-TTHT号)

販売者は、税務当局の認証コードが付与された電子インボイスを作成、購入者へ送付する。

- 電子インボイスに誤りがあった場合：
  - 販売者と購入者は、政令第123/2020/NDD-CP号19条第2項の規定に従って、処理する。
- 販売者から購入者への通知無し、または両当事者の合意無しに誤りのある電子インボイスを販売者が破棄した場合：
  - 違法な請求書として以下の取り扱いとなる。
    - 付加価値税（VAT）：購入者の仕入れVAT控除対象外
    - 法人税（CIT）：損金不算入費用

#### 4. テクノロジープラットフォームのアカウント売買に関する外国契約者税 (FCT)

(ハノイ税務局・2023年2月7日・オフィシャルレター第4035/CTHN-TTHT号)  
外国の請負業者がテクノロジープラットフォームのアカウント販売から得るベトナムでの収益は、著作権収入と見なされる。

- 法人税 (CIT) : 10%
- 付加価値税 (VAT) : 5% (注)  
(注) 政令第71/2007/ND-CP号に規定されるソフトウェアサービス、技術移転または知的財産権の移転である場合を除く。

#### 5. 従業員へのギフトや賞与支払いに対する個人所得税 (PIT) の取り扱い

(ハノイ税務局・2023年2月1日・オフィシャルレター第3469/CTHN-TTHT号)

- 非課税所得 (PIT) :
  - 研修費用支払い (従業員の仕事、専門知識、職業に適した資格、スキル向上を目的とする場合)
- 源泉徴収対象となる PIT :
  - 価値が1,000万 VND 超の賞品
  - 給与・賃金以外の手当 (現金か否かは問わない)
- 源泉徴収対象外となる PIT :
  - 従業員へのギフトが給与・賃金以外の現物支給で、  
通達 No. 111/2013/TT-BTC 第2条第10項の規定に該当しない場合